

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第18号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年鴨川市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「別表第1項備考第5号」を「別表第1項備考第6号」に、「市外利用者以外の者」を「市民」に改め、同項第2号中「別表第1項備考第5号」を「別表第1項備考第6号」に、「市外利用者」を「市民以外の者」に改める。

別記第1号様式の表に備考として次のように加える。

備考 「4 利用者区分」について、勝浦市に住所を有する者の「市内・市外」の区分は、市内とします。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。